

京都大学	博士 (法学)	氏名	齋藤 暁
論文題目	憲法学の方法としてのドグマーティク—そのドイツ国法学における所在について—		
<p>本論文の目的は、ドイツ国法学におけるドグマーティクの方法を、歴史と機能、法的実践における役割の3点からそれぞれ考察し、その方法が国法学に占める所在を明らかにすることにおかれている。</p> <p>序章では、近年のわが国の憲法学で「ドグマーティク (Dogmatik)」に触れる論稿が散見されるところ、その背後には、裁判を意識した学説形成によって実務との距離を埋める意欲があることが指摘される。もっとも、ドグマーティクの方法が日本ではほとんど議論されておらず、かつて法教義学と翻訳され概念法学と共に放棄された歴史を有するため、その所在はドイツ国法学のコンテクストの中から丹念に読み解かれねばならないとされる。</p> <p>第1部では、歴史的な観点から国法学におけるドグマーティク論の所在が検討される。帝政期の国法実証主義では、私法学の法学的方法を援用して、国法学を法律学として洗練することが目指された。この点で、Paul Labandの法学的方法（法学的ドグマーティク）は、具体的な事案解決ではなく、法素材から一般的法概念、それも国法上の下位命題を包摂する体系的な基本原則の構成を意識していた。これは概念法学の誹りを受けるが、その意義自体は当時から広く認められていた（第1章）。その後、この方法は1960年代以降、法学刷新運動としての法理論によって、裁判官の法適用を補助できず、社会変化や法の価値・目的を考慮していないと批判された。その批判は、問題志向のトピック論や前理解としての憲法理論を扱う憲法解釈方法論で噴出したが、ドグマーティク論の後退はその方法の消失を意味しなかった（第2章）。実際に、70年代後半以降、連邦憲法裁判所の基本権判例を実定憲法として認識し、再構成するドグマーティク論が台頭した。以上のことから、この時期と法理論以前のドグマーティクは、法素材を概念構成によって見通す分析的な意味では連続するが、裁判所の判例も法素材に含め、具体的事案での再適用を意識する点で異なることが明らかにされる（第3章）。</p> <p>第2部では、ドグマーティクの思考様式が検討される。学問分野としてのドグマーティクは、現行実定法に対象を限定することで基礎法学から区別され、それに優越する狭義の法律学と解されてきた。それは法学方法論と並んで、法の適用と解釈の恣意性を排除し、法的安定性を確保する意味で、民主的な立憲国家に不可欠の仕事とされる（第1章）。ドグマーティクの仕事は、裁判官等の法産出プロセスの参加者を名宛人とし、彼らの法適用を方向づける法的概念を構成することにあるが、それには法素材に見通しを与える体系形成機能や、法適用での原理的な議論を免除する機能、法素材を教授し習得可能にする機能等が認められる。ここで重要なのは、法的概念が実務と学問の反復的</p>			

なコミュニケーションによって彫琢される点である（第2章）。こうした法律家の共通言語としてのドグマーティクは、法律家養成課程や法学文献によって習得されるが、その実務志向性は理論的な基礎研究とトレードオフの関係にある。また、ドグマーティクの成果では記述と規範の側面の区別が曖昧なため、法律学と法実務の間でいわば管轄権の問題が生じることが批判される（第3章）。

第3部では、ドグマーティクの作業様式が検討される。ドグマーティクは法学方法論から区別され、これまで法的実践における地位が不明瞭であったが、法的論証では実定法や先例と並ぶ重要な要素と解される。もっとも、その形成物に法的概念（原理、制度、指導理念等）に加え、法命題や審査基準を含むかは争いがある。Jannis Lennartzに従えば、ドグマーティクの核心は、「法解釈のインフラストラクチャー」として、解釈から区別された概念構成に認められることになる（第1章）。最後に、しばしば混同される憲法解釈、憲法ドグマーティク、憲法理論の各カテゴリは、実定憲法に直接関わる憲法解釈、それを扱う法的知識としての憲法ドグマーティク、それを補完する憲法理論というように、憲法という対象に対する参加者と観察者の「視点」から区別されることで、憲法の合理的な具体化に貢献するとされる（第2章）。

結論では、日本において、ドグマーティクのコンセプトは、連邦憲法裁判所の判例を再構成する意味では共有できないが、体系的な概念構成の意味では方法として受容する余地があることが示される。さらに、法解釈のインフラストラクチャーと解されたドグマーティクには、憲法解釈と憲法理論の中間項として位置づけられることで、従来の憲法学のあり方に省察を促す意義があること、また、憲法学には、ドグマーティクを通じて、裁判官が拘束される「憲法及び法律」の具体化に貢献する責務があることが主張される。

(論文審査の結果の要旨)

近年、ドイツ憲法学およびその影響を受ける日本の憲法学において、ドグマーティク概念への注目が高まっている。ただ、概念が彫琢されるにつれ、その理解が困難になりつつある観もある。本論文は、このような状況の中で、ドイツ憲法学においてドグマーティクがどのような位置を占めてきたのかを歴史的に検討するとともに、それがなぜ近年憲法学の中で重要な意義を得るに至っているのかについて、憲法学が置かれた社会的状況を視野に入れつつ考察するものであり、憲法学におけるドグマーティクについての包括的な研究として、大変意義深い業績である。

本論文の歴史的検討の意義は、実は今日のような意味でのドグマーティクが憲法学の主要な任務であるという認識が広まったのは、1970年代以降であるということ を明らかにした点にある。GerberやLabandの国法実証主義が用いていたドグマーティク概念は、学問が具体的な事案解決に資することを目的とはしていなかった。トピック論や法学的ヘルメノイティクといった「法理論」からの法学の有用性に対する根源的批判と、連邦憲法裁判所の積極的・自律的な判例形成という状況を受けて、法的論証における概念構成を通じて裁判実務の法適用を方向づけることを目的とするドグマーティクが台頭するにいたる。本論文が示すこのような学問史的な流れは、ドイツ憲法学の理解を大きく進める貴重な貢献であるといえる。

また、本論文は、ドグマーティクが担う機能について詳しく検討し、それが種々の法素材を体系化して法適用に提供することにより、法の首尾一貫した合理的な取扱いを保証し、これにより法治国家を下支えする役割を担っていると指摘する。このような、ドグマーティクが法治国家において現実に果たしている機能に関する指摘も、学問の置かれた社会的環境を視野に入れつつ憲法学を分析しようとする本論文ならではのものであり、注目できる。

とはいえ、このような学問の機能が、憲法を価値秩序として体系的に理解しようとする傾向の強いドイツ以外においても当然に妥当すると言えるのかどうかには、疑問が残る。また、本論文自身、ドイツでも連邦憲法裁判所のカズイスティックな判例展開によってドグマーティクが存在意義を問われており、また学問と実務のはざまに位置することから生じる理論的な地位のあいまいさへの批判が根強く存在することを認めている。これらの問題にどう対処すべきなのかについて、本論文は答えを示せていない。ただ、これらは齋藤氏が今後の研究で取り組んでいくべき課題というべきであり、本論文の学問的意義を損なうものではない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。また、令和3年1月27日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。